

New Zealand's Prostitution Reform Act 2003 and Its Related Regulations

Taichi NISHIJIMA

Otemon Gakuin University

Abstract

At this volume of this Journal the author places an article entitled “The Prostitution Reform Act 2003 of New Zealand”, which aims at explaining the background and regime of that Act. At the same time, the author provides a Japanese translation paper here.

This paper includes the translation of the Prostitution Reform Act 2003 and its two related Regulations. Out of the latter, the Prostitution Reform (Form of Warrants) Regulations 2003 is about the forms of search warrants to be issued under sections 27 and 30 of the Act. The Prostitution (Operator Certificate) Regulations 2003 is about the application forms, certificates, fees, etc. required under Part 3 of the Act in connection with operator certificates. There are also several notations for reader's reference in this paper.

ニュージーランドの 2003 年売春改革法及び同施行令

西 島 太 一

追手門学院大学

目次

はしがき

2003 年売春改革法

2003 年売春改革法（令状の様式）施行令

2003 年売春改革法（管理者登録証）施行令

は し が き

本稿は 2000 年 9 月 21 日に議員提出法案（private member's bill）としてニュージーランド国会に提出され、2003 年 6 月 25 日の第三読会にて議会通过、同月 27 日に裁可を受けた同国の 2003 年売春改革法（Prostitution Reform Act 2003: PRA と略称される。）及びその施行令の翻訳である。PRA は議会のみならず報道や世論においても様々な議論を惹起しつつ結局 1 票差で可決されたという「いわくつき」の法律であり、売春を「非犯罪化」し、売春事業を一般の営利事業と同様の規律に服させつつ、セックスワーカーの保護や衛生の促進、広告・立地規制の枠組み、事業の管理者に係る管理者登録証制度などを規定するものである。同国にとって「法典からヴィクトリア時代のモラルに基づく法の残滓を削除する」¹⁾画期的な中身の法律であり、倫理・衛生・社会問題、あるいはそこで稼働するワーカーの労働環境や人道上の問題等、様々な視点から議論・批判の対象とされつつも今だに社会に存続し続ける「人類最古の職業（‘the oldest profession’）」への取組としてその成り行きが注目される他、「廃止主義」を建前としつつも性風俗関連特殊営業の乱立するよう見える我が国の売防法・風適法体制を考えるにあたっては一定限度参考に値すると思われるので、ここに訳出する次第である。

尚、本稿作成にあたっては現地での条文テキストの入手²⁾や用語の意味の把握につき、本

1) 第三読会冒頭における Tim Barnett 議員の演説（締め括り部分：“Will 61 of us vote to remove the last significant vestige of Victorian moral law from the New Zealand statute book? Yes, I believe we will.”）による。Parliamentary Debates (HANSARD), Wednesday, 25 June 2003, 6587 頁

学経済学部森島覚准教授のご協力を得た。ここに記して謝辞に代えたい。但し、拙訳・訳注に過誤ある場合、その一切は筆者の責に帰する。

(2007 年 9 月 16 日)

N. B.

条文中、() により囲んだ部分は、①中身が邦文であるものは条文原文から存在する括弧書き、②中身が英語の語句であるものは筆者が便宜のため原文の表記を示したものである。

条文中、[*] により囲んだ部分は、内容理解のために筆者が付した補充である。

その他、理解のため必要と思われるニュージーランドの法制度・統治機構等に係る用語や訳語の設定等に関し注意が必要な部分については、なるべく訳注を付して説明を加えた。

2) 同国の現行法令の調査については、同国法令の検索サービスである Interim Website of New Zealand Legislation (<http://www.legislation.co.nz>) が便利であるが、一部文字化け等の障害もあるので、紙ベース “The Stastutes of New Zealand” (年度毎分巻) などでの確認も必要と思われる。書店では日本の「六法」といった形ではなく、個々の立法について加除式冊子 (バインダー用の穴のあるもの) が販売されている。

2003 年売春改革法

目次 (略)

ニュージーランド国会 (Parliament of New Zealand)³⁾ は、以下のように制定する。

第 1 条【名称】この法律は、2003 年売春改革法⁴⁾と称する。

第 1 章 予備規定 (PRELIMINARY PROVISIONS)

第 2 条【施行期日】

第 1 項：この法律は、(第 2 項に掲げる規定を除き) 裁可 (Royal assent) を受けた日の翌日を以て効力を生じる。

第 2 項：第 3 章、第 49 条及び第 50 条第 2 項は、裁可を受けた日の 6 ヶ月後から効力を生じる。

3) ニュージーランドの国会 (Parliament: 「議会」という訳が一般的であるが、次の House of Representatives との関係から「国会」と訳出した。) は、1950 年に上院 (Legislative Council: 「立法評議会」とも。) が廃止されて以来、一院制が採用されており、(a) 総督 (Governor-General) と (b) 議会 (House of Representatives: 「代議院」「衆議院」との訳もあるが、どちらにせよ一院しかないことから本稿では単に「議会」と訳出している。) から成る。法案は国会への提出 (Introduction) 後、第一読会 (First Reading)、委員会 (Select Committee)、第二読会 (Second Reading)、全院委員会 (Committee of the Whole House) を経て、第三読会 (Third Reading) での単純多数決による可決により議会を通過 (passed the House) し、総督の裁可 (Royal assent: 「同意」とも。) を得て法律となる。但し、総督は可決した法律につき、憲法慣行により全て裁可するものとされている。尚、上の (a) の部分に関しては、正確には、本来は Sovereign (君主、国王) たるニュージーランド国王 (英国国王と共通) がこれに該当するが、国王が非居住者であることから、国王によって 5 年の任期で任命される総督が国王を代理 (代表) する、という論理を経た結果である。

これらにつき、Richard Scragg, *NEW ZEALAND'S LEGAL SYSTEM*, Oxford (2006) 71 頁以下、近藤真「ニュージーランド法システム入門」岐阜大学教養部報告 34 号 73 頁、山上賢一「ニュージーランド憲法制度の一考察」産大法学 17 巻 1・2 号 51 頁、比較地方自治研究会編「欧米諸国の地方自治制度 第 20 回 オーストラリアとニュージーランドの地方自治 (2)」地方財務 573 号 300 頁 [久保田治郎]、『《世界各国の地方自治制度研究その 4》ニュージーランド 先進的な民営化」信州自治研 146 号 67 頁、日本の外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp>)、ニュージーランド国会 HP (<http://www.parliament.nz>)、総督 HP (<http://www.gg.govt.nz>) など参照。

4) 筆者の管見では現在のところ本法に関する唯一の邦文文献である千手正治「ニュージーランドにおける売春の非犯罪化 2003 年の売春改正法の成立」犯罪と非行に関する全国協議会機関誌 JCCD, 97 号 58 頁は法律名中の “reform” につき「改正」という訳をあてておられるが、(ニュージーランドでは従来から分野名としての “prostitution law” (売春法分野) という概念はあったものの) 特に “Prostitution Act” といった個別の法律があり、その改正法として本法が制定された」といった訳ではなく、あくまでも 1990 年代以降本格化した売春改革運動の一つの結実として制定された新規の法律であることを考慮し、(同論稿に対する敬意を惜しむところではないが) 本稿では「売春改革法」と訳出している。一般にニュージーランドの法制度・統治機構等に係る用語については必ずしも定訳と呼べるほど定着していない概念が多々あり、本稿の他の部分においても先学の翻訳とは異なった訳出をしていることも少なからずある点ご承知おきたい。

第3条【目的】この法律は、売春を非犯罪化（decriminalise）し（但し、売春及びその効用を奨励し、倫理的な意味では認する訳ではない）、以下の枠組みを創設することを目的とする。

- (a) セックスワーカーの人権の擁護及び搾取の防止
- (b) セックスワーカーの福祉及び職業上の衛生・安全の促進
- (c) 公衆衛生への寄与
- (d) 18歳未満の者を売春に使用することの禁止
- (e) 他の関連諸改革の実施

第4条【定義】

第1項：文脈上他の意味として読むべき場合を除き、この法律においては、次の各語句の意義は以下の通りとする。

「売春宿（“brothel”）」とは、売春の目的で管理され、または恒常的に使用される施設をいう。但し、通常商業ベースで宿泊に供する施設であって、他の場所で開始された周旋（arrangement）により売春が行われる場合は、これに含まない。

「売春事業（“business of prostitution”）」とは、営利を目的とする性的サービスを提供し、またはかかるサービス提供の周旋をする事業をいう。

「顧客（“client”）」とは、営利を目的とする性的サービスを受け、または受けようとする者をいう。

「営利を目的とする性的サービス（“commercial sexual services”）」とは、性的なサービスであって、

- (a) 他人が満足するためにその性行為に肉体的に関与することを含み、且つ、
- (b) （当該サービスを提供する者自身に支払われるのか第三者に支払われるのかを問わず）金銭の支払その他の対償を受けるために提供されるものをいう。

「委員（“member”）」とは、売春法制調査委員会の委員をいう。

「施設（“premises”）」には、施設の一部を含む。

「売春（“prostitution”）」とは、営利を目的とする性的サービスの提供をいう。

「売春法制調査委員会（“Prostitution Law Review Committee”）」⁵⁾とは、第43条に規定する委員会をいう。

5) 前掲（注4）の如く、prostitution lawという言葉は「売春法の分野・制度」といった概念であり、本稿では委員会に関しては「売春法制」と訳した。一方、“review”については実質的には「一旦法律を制定するが、当該規制がうまく機能するのか、実務にどのような影響を与えたのかを調査・評価する」といった意義であり、立法時の調査の後、再び調査するという意味では「再調査」なのであるが、ここでは「調査」なる訳をあてている（千手・前掲（注4）では「売春法検討委員会」）。尚、再調査のプロセスとしては、PRA 42条1項(c)の如く、「調査（review）→評価（assessment）→報告（reporting）」という流れとなる。

「公共の場所（“public place”）」とは、

(a) 公衆に対して開放された、または公衆により使用される場所をいい、無償で使用できるか使用料の支払が必要か、また、当該場所の所有者もしくは占有者が他人を当該場所から排除もしくは退去させる正当な権限を有しているか否かを問わず、

(b) 航空機、ホバークラフト、船、フェリーその他の船舶、列車、車両等、有料で乗客を運搬し、または運搬しうるものを含む。

「セックスワーカー（“sex worker”）」とは、営利を目的とする性的サービスを提供する者をいう。

「小規模自営売春宿（“small owner-operated brothel”）」⁶⁾とは、

(a) 4人以下のセックスワーカーしか就業しておらず、且つ、

(b) 当該セックスワーカーが各自、そこで行われた売春から得る自分自身の個人収入について管理権（control）を有する売春宿をいう。

6) ここでは一応「小規模自営売春宿」との訳を充てたが、「主に自宅を利用してワーカーのみで営まれる売春宿」として認識されているものであり、ニュアンスを含めた正確な日本語訳は困難である。small owner-operated brothel（“SOOB”と略称される。）の“owner-operated”という表現は他に余り例を見ず、単語としては何を意味するのか必ずしも明確ではないが、同国における売春の業態として「典型的には suburban residential area で home based industry として営まれる小規模な売春事業であって、複数のワーカーがいる場合には基本的に横並び組織で且つその内の1人が当該 home に居住しているタイプのもの（広告新聞・雑誌の案内広告欄やネットを通じて行うのが通常であり、当該 home に広告物を掲げることは少ない）」があり、それを念頭に置いた上で、「当該 home の“owner”たるワーカー自身が operate している」といった含意が込められているようである。

SOOB という概念自体は後述の管理者登録証との関係で全院委員会において作出されたものであるが、修正案の提案者である Phil Goff 司法大臣からは、“The first is the need for some form of licensing, albeit light-handed, that would give police the authority to act against criminals operating, or seeking to operate, business of prostitution. This is an industry that currently attracts such persons, with gangs known to have prostitution, alongside drug trafficking and general crime, as a significant source of income. My Supplementary Order Paper would require every operator of a business of prostitution to hold a license—not the sex workers themselves but those who manage and operate the businesses.”（*Parliamentary Debates*（HANSARD），Wednesday, 19 February 2003, 3619 頁）と説明されており、「gang 等がその収益源として売春を利用するような事態を防止するために、売春事業を経営・管理する者については管理者登録証によるチェックを加えるが、ワーカーそのものに対してはそのような制度は不要」との発想が根底にある。また、類似した発想は法務・選挙制度委員会の段階でも既に存し、同委員会多数派側から「①個人営業のワーカーや②他のワーカーと団体（collective）を作ったの営業ではあるが誰も他のワーカーに対する管理権を有していない場合の各ワーカーについては登録証の取得を要求すべきではない」という考え（Justice and Electoral Select Committee, *Report on the Prostitution Reform Bill*（2002）29 頁）が提示されていた。これらの背景には、改革時の議論において改革推進側から、①衛生・安全要件につき比較的小規模なセックスワーカー自身が経営する企業（smaller, worker-run enterprises）に関しては軽減すべき旨が述べられ、②「何故、合法化（legalisation）ではなく非犯罪化なのか？」という点につき「合法化ではワーカーの負担により大規模な業者に有利に働く反面、小規模な業者や個人営業のワーカーに不利に働きやいところ、オーストラリアの経験からは比較的小規模な売春宿の方が経営者側とワーカーの良好な協力関係を保て、以て安全な職場環境を提供できると示唆される以上、そういった方向は好ましくない」と主張されてきたことも挙げられよう（例えば Prostitution Law Reform Lobby Groups, *Questions and Answers on the Prostitution Reform Bill*（2003），heading 3, “Why decriminalisation rather than legalisation?” 参照）。尚，“SOOB”の反対概念としては（条文上の用語ではないが）便宜的に“larger brothel”といった言葉が用いられることがある。

「地域自治体 (“territorial authority”)」⁷⁾とは、2002 年地方自治体法 (Local Government Act 2002) 第 5 条第 1 項におけるのと同じ意義とする。

第 2 項：この法律において、営利を目的とする性的サービスの提供または享受という場合、(他人が第三者に当該サービスを提供するよう周旋したり、他人が当該サービスを受けるように周旋することではなく) 自分自身がかかるサービスを提供または享受することを意味する。

第 5 条 【管理者の定義】

第 1 項：この法律において、「管理者 (“operator”)」とは、売春事業との関連では、単独でか他者と共にかは問わず、当該事業を所有し、管理し、統括し、または経営する者をいい、次に掲げる者を(無制限に)含む。

(a) 管理者たる会社の役員である者

(b) 以下を決定する者

(i) 個々のセックスワーカーが就業時間または就業場所

(ii) 当該事業におけるセックスワーカーの労働条件

(iii) 売春の対償としてセックスワーカーが受け取る金額または金額の割合

(c) (b) 号に規定する事項のいずれかを行う者を雇用し、監督し、または指図する者

第 2 項：前項にかかわらず、小規模自営売春宿で就業するセックスワーカーは当該売春事業の管理者には該当しない。また、この法律の目的のため、小規模自営売春宿には管理者は存しないものとする。

7) ニュージーランドは、連邦制を採るオーストラリアとは異なり、従前の英国と同様の単一国家制度 (unitary system) を採っており、そこでの地方自治体は国会が制定した地方自治体法その他の法律による授権の範囲内で諸権限を有することになる。

地方自治体としては、全国を 12 に区分した各単位ごとの「広域自治体 (regional council)」と全国に 74 存する「地域自治体 (territorial authority)」(但し、その内 4 つは「統合自治体 (unitary authority)」)とがある。(その他、政令または当該地域自治体の議決により地域自治体内に設置されるコミュニティ (community) もある。)

広域自治体は、資源管理、環境行政、広域交通輸送、広域災害対策、伝染病規制・予防等の主として広域的事務を行う(地域自治体との関係は相互補完的なものであって上下関係ではない)。一方、地域自治体は日本の市町村に相当するような基礎的自治体であり、人口 5 万人以上であることを要件とする「市 (City)」(総数 12)とそれ以外の「区 (district)」(総数 58)とに分かれ(但し、両者に権限の差異はない)、①地域振興、地域経済開発など、地域の社会経済的發展に関する諸施策、②環境・衛生規制、③上下水道などの公共事業、④図書館等の文化サービス・リクリエーション施設の提供、⑤資源管理等を行っている。(統合自治体は広域自治体と地域自治体の両方の機能を兼ねた自治体。)尚、“council”という語は、自治体の住民の選挙により選出された議員 (Councilor) から成る「地方議会」を指すと共に、当該「自治体」自体を指す場合がある。

以上につき、比較地方自治研究会編・前掲(注 3) 303 頁、(財)自治体国際化協会編『ニュージーランドの地方行政改革』(自治体国際化協会、平成 11 年)、和田明子『ニュージーランドの市民と政治』(明石書店、2000 年)など参照。

第6条【国王[*政府]の拘束】この法律は、国王（Crown [*政府]）を拘束する⁸⁾。

第2章 営利を目的とする性的サービス

——営利を目的とする性的サービス契約が無効でないこと——

第7条【営利を目的とする性的サービス提供契約が無効でないこと】営利を目的とする性的サービスの提供または周旋に関する契約は、公序良俗違反その他それに類似した理由により違法または無効とされることはない。

——衛生・安全に関する要件——

第8条【売春事業の管理者はより安全な性風俗実務（safer sex practices）を採用・促進しなくてはならない】

第1項：全ての売春事業の管理者は、次の各号のいずれも遵守しなくてはならない。

(a) 当該サービスが膣、肛門もしくは口腔への挿入、またはそれと同様もしくはより一層大きな性病感染の危険を伴う行為を含む場合、セックスワーカーが営利を目的とする性的サービスを提供する際には必ずコンドーム（prophylactic sheath）その他の適切な障壁（barrier）が確実に使用されるよう全ての合理的措置を講じること

8) ニュージーランドの法律でこの条項を有するものは多いが、これは1999年法解釈法（Interpretation Act 1999）27条が「法令は、当該法令に国王（Crown）が拘束される旨を明文で規定していない限り、国王を拘束しない。」と規定することから明文で入れられた条項である。若干注意が必要なのは、「Crown」という語については「国王」（また君主）等の語が定訳（近藤真「ニュージーランドの憲法体制と『行政革命』のいま」岐阜大学地域科学部研究報告14号1頁所収のスティープン・レビン講演録での近藤訳では「王冠」）と思われることから本稿でも「国王」なる訳を採用しているが、実際には「国・政府（特に内閣・省庁）」を指しており、「政府を拘束する」（また、政府側が何らかの違反を行ったような場合、国家賠償も含め政府の責任を追及することができる）という意味で用いられているということである。1999年法解釈法27条を含む同法第4章（Application of legislation to the Crown）の詳細については別稿に委ね、ここでは極簡単に説明しておく以下の通り。即ち、かつての1924年法律解釈法（Acts Interpretation Act 1924）5条（k）号は「法令は、国王を拘束する旨明文で規定していない限り、国王を拘束しない。」と規定しており（原則として政府は法的責任を負わないという推定がなされ、法令に反対の趣旨の明文規定があるときにかかる推定が覆る、という形）、これに対してはCave Creek disaster（ケイブ・クリーク事件：自然保全庁（Department of Conservation：DOC）の設置・管理に係る国立公園内の建造物の欠陥から高専の生徒ら14人が死亡した事故（1995年）であるが、関連する法律上、政府機関を拘束する旨の明文規定を欠いたためにDOCに日本風にいう営造物責任を問う訴訟等ができなかった。）など具体的事件でも問題となった他、理論上も少なからず批判があった。そこで1999年法解釈法制定時にはこの問題について同法に従前の推定を覆した形（原則と例外を入れ替えた形）での規定を盛り込むべきか議論がなされたが、仮に「反対の趣旨の明文規定がない限り政府を拘束する（政府は責任を負う）」という取扱にした場合、「刑事責任について誰に対して有罪宣告するのかといった問題につき議論が熟していない」「政府が予期せぬ出費（国家賠償）を強いられる虞がある」等の理由から、結局は従来通り、「明文なき以上、政府を拘束せず」という取扱とされたものである（尚、1999年法解釈法28条に基づく、その後の司法省による報告（Report Required by Section 28 of the Interpretation Act 1999, Ministry of Justice（2001））においてもやはり従来通りの取扱をすべきものと結論されている）。

(b) セックスワーカー及び顧客に対して（口頭または書面で）衛生情報（health information）を提示するため、全ての合理的措置を講じること

(c) 売春宿を管理する場合、当該売春宿内で見やすいように衛生情報を表示すること

(d) セックスワーカーが診断を受けていることを理由にセックスワーカーが性病に感染していない、もしくは感染していない可能性が高いと述べ、またはほのめかさないこと

(e) セックスワーカー及び顧客が性病に感染する危険性を最小化するため、その他全ての合理的措置を講じること

第2項：前項に違反した者は犯罪に該当し、即決判決（summary conviction）により 10,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

第3項：本条に規定する義務は、[*売春] 事業のため提供された営利を目的とする性的サービス及び当該サービスにおけるセックスワーカーならびに顧客との関係でのみ適用される。

第4項：本条において衛生情報とは、より安全な性風俗実務に関する情報及び性病の予防・治療のためのサービスに関する情報をいう。

第9条【セックスワーカー及び顧客はより安全な性風俗実務を採用しなくてはならない】

第1項：何人も、当該サービスが膣、肛門もしくは口腔への挿入、またはそれと同様もしくはより一層大きな性病感染の危険を伴う行為を含む場合、コンドームその他の適切な障壁が確実に使用されるよう全ての合理的措置を講じずに営利を目的とする性的サービスを提供または享受してはならない。

第2項：何人も、営利を目的とする性的サービスを提供または享受する目的で、診断を受けていることを理由に性病に感染していない、もしくは感染していない可能性が高いと述べ、またはほのめかしてはならない。

第3項：何人も、営利を目的とする性的サービスを提供し、または享受するにあたっては、性病に感染する危険性を最小化するため、その他全ての合理的措置を講じなくてはならない。

第4項：第1項ないし前項に違反した者は犯罪に該当し、即決判決により 2,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

第10条【1992年雇用衛生安全法（Health and Safety in Employment Act 1992）の適用】

第1項：営利を目的とする性的サービスを提供している間、セックスワーカーは、1992年雇用衛生安全法上、就業中（at work）⁹⁾であるものとする。

9) 1992年雇用衛生安全法（HSE Act 1992）上の用語であり、ある者（被用者）が利得や報酬を得るため、その者の職場（place of work/workplace）にいないことをいう。尚、ここでの「職場」には、雇主の管理下にある、被用者が食事・休憩に使用する場所や職場に行くのに通過しなくてはならない場所等も含み、また、売春に関しては、派遣型の仕事（outcall work）の場合の顧客の住居 ↗

第2項：但し、(前項も含め) この法律は、雇用衛生安全法及び同法に基づく行政規則〔* 広義の〕regulations¹⁰⁾ならびに実務推奨規準 (approved codes of practice)¹¹⁾を制限するものではない。

——広告の制限——

第11条【営利を目的とする性的サービスに係る広告の制限】

第1項：営利を目的とする性的サービスの広告は、次に掲げる方法によって行ってはならない。

(a) ラジオまたはテレビでの放送

(b) 新聞または雑誌への掲載。但し、新聞または雑誌の案内広告欄(classified advertisements section)を除く。

、 やホテルも含まれる。労働庁 (Department of Labour) 職業安全衛生局 (OSH) のガイドラインである Occupational Safety and Health Service, *A Guide to Occupational Health and Safety in the New Zealand Sex Industry*, Department of Labour (2004) 10 頁, 14 頁, 17 頁, 23 頁以下など参照。

- 10) 1999 年法解釈法 29 条は、ある法令に “regulations” と記載される場合、それは (a) 総督または大臣が制定した (狭義の) regulations, 規則 (rules), 条例 (bylaws), (b) ある法令の適用範囲や規定を変更・拡大する法令に基づき制定された政令 (Order in Council), 詔書 (Proclamation), 告示 (notice), 令状 (Warrant), その他の法的文書 (instrument), (d) Imperial Act や国王大権 (Royal prerogative) に基づいて制定され同国で効力を有する regulations, 規則, その他の法的文書, (e) Regulations Act 1936, Acts and Regulations Publication Act 1989, Regulations (Disallowance) Act 1989 の目的のため regulation として扱われるべき法的文書, (f) 上の (狭義の) regulations, 規則, 条例, 政令, 詔書, 告示, 令状, その他の法的文書を破棄する法的文書, を意味すると規定する (通常は (a) の意味であることが多いと思われるが)。このように広義の “regulations” は非常に多岐に亘るが、(国王や総督を含む) 行政部門が制定した何らかのルールであり、殆どは法律による規制の細目を定める従位立法 (Acts of Parliament があって regulations promulgated pursuant to such Acts がある形) と考えられるので、ここでは「行政規則」との訳を採用した。(また、35 条 2 項、管理者登録証施行令 3 条 1 項でも同。)

一方、狭義の regulations は通常は政令の形で総督が制定するものを指すと思われる、後掲の PRA に関する令状の様式施行令・管理者登録証施行令は実際にかかる形態であるので、少なくとも PRA がらみの regulations については「施行令」と訳出している。尚、Order in Council を「政令」と訳すことについては後掲 (注 39) 参照。

補足しておく、施行令では条文の各条が regulation と呼ばれ、それが集まって 1 本の regulations (施行令) を形成することとなる。(本稿では法律の場合も施行令の場合も各条につき「第1条」といった表現を採用したが、ニュージーランド法の場合、法律では “section 1” (“s 1” と略記される。), 施行令では “regulation 1” (“r 1” と略記される。) という区別がなされる。法案の段階では “clause 1” (“cl 1” と略記される。) という形。)

- 11) approved codes of practice が何を意味するのかは PRA の文言上必ずしも明らかではないが、PRA の法案 (PRB: Prostitution Reform Bill) を付託された法務・選挙制度委員会での議論では職業衛生安全局 (OSH: 労働基準監督業務を行う。) の策定に係るガイドラインを念頭に置いているようである。即ち、OSH の策定するガイドラインは、(労働大臣による認可等の手続は経ないものの、事実上) 「実務規準 (Code of Practice)」に相当するものであり、一旦公表されたならば実務に影響を及ぼし、OSH によってその遵守をチェックしうるし、裁判所にとっても衛生・安全に関する義務を充たすべき「全ての合理的措置」が果たされているかを判断する上で有用なものだからである。このような理由から、委員会報告では、労働党・緑の党選出の委員のみならず、ACT 党、国民党の委員も含めた多数意見として、OSH に公式のガイドラインを策定する旨、要望が出されている。Justice and Electoral Select Committee・前掲 (注 6) 13 頁。その後、OSH により公表されたのが Occupational Safety and Health Service・前掲 (注 9) である。

(c) 公開映画での上映

第2項：前項に掲げる行為を行い、または人に行わしめた者は犯罪に該当し、即決判決により次の区分による罰金に処する。

(a) 法人の場合 50,000 NZ ドル以下

(b) その他の場合 10,000 NZ ドル以下

第3項：本条において、広告とは、一般的にか特定のにかを問わず、営利を目的とする性的サービスが提供されることを告知し、またはかかるサービスの需要を促進するために用いられる言語、図画その他の表現をいう。

——地域自治体は条例 (bylaws)¹²⁾ を制定できる——

第12条【営利を目的とする性的サービスの広告物を規制する条例】

第1項：地域自治体は、その管轄地区につき、公共の場所内の、もしくは公共の場所から見える、営利を目的とする性的サービスの広告物を禁止し、または規制するための条例を制定できる。

第2項：本条に従って条例を制定できるのは、地域自治体が、次のいずれかに該当する広告物が公共の場所に表示されるのを防ぐには条例が必要と認めた場合に限る。

(a) 当該区域 (area) を利用する一般公衆に対する生活妨害 (nuisance) や重大な侵害 (serious offence) を引き起こしうるもの

(b) 当該区域の現状 (existing character) または用途と調和しないもの

第3項：本条に基づき制定された条例は、表示される広告物の内容、様式もしくは量に制限を課すことを含む（これらに限定される訳ではない）、いかなる条件でも広告物を禁止または規制することができる。

第4項：2002年地方自治体法 (Local Government Act 2002) 第8章及び第9章（特に条例の強制 (enforcement) 及び違反に対する制裁に関する規定¹³⁾）は、同法第145条に基づいて制定された条例と同様、本条に基づき制定された条例にも適用される。

12) 1910年条例法 (Bylaws Act 1910) 及び2002年地方自治体法 (LGA) 上、地方自治体は条例を制定できるとされ、地域自治体については LGA 145 条が一般的条例制定権、146 条が水の供給・廃棄物処理等に係る特別条例制定権、147 条が酒類販売に係る条例制定権を規定している（広域自治体については 149 条参照）。

この内、145 条は、地域自治体が管轄区域につき、(a) 生活妨害からの公衆の保護、(b) 公衆衛生・安全の保護、(c) 公共の場所での迷惑行為 (offensive behaviour) の虞の最小化の各目的で条例を制定することを認めており、本来は PRA 12 条の規定と重なるところもあるが、PRA は条例制定の条件等についての特則と見ることができるであろう。尚、1974 年 LGA (旧法) の下での規律については比較地方自治研究会編・前掲 (注 3) 305 頁参照。

13) LGA は、条例違反に関し、(自治体からの要請を受けた) 裁判所の違反者に対する差止命令 (162 条) や違反により生じた損害の賠償 (176 条) 等の規定を置いている。

第13条【条例制定手続】

第1項：前条に基づいて制定される条例は、2002年地方自治体法に基づいて制定される条例と全ての点において同様の方法で制定される。

第2項：前項に関わらず、前条に基づいて制定される条例は、2002年地方自治体法第155条第3項¹⁴⁾の定めとは異なり、1990年ニュージーランド権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act 1990）に適合しない場合であっても制定できる¹⁵⁾。

第14条【売春宿の立地を規制する条例】地域自治体は、その管轄区域につき売春宿の立地を規制するため、2002年地方自治体法第145条の場合に限らず¹⁶⁾、同法第146条に基づいて条例を制定できる。

——資源利用承認（Resource Consents）¹⁷⁾——

14) LGA 155条3項は、「1990年権利章典法（New Zealand Bill of Rights Act 1990：BORAと略称される。）4条に関わらず、BORAに適合しない条例を制定することはできない」旨を規定する。ここでBORA4条は、大要、「BORAの規定に適合しない法令（enactment）があったとしても、裁判所はBORA違反のみを理由としてかかる法令を暗黙に破棄したり、無効にしたり、あるいは当該規定を適用しない措置をとったりしてはならない」とするものである。

15) この規定については日本の憲法感覚からすると不思議な気もするが、ニュージーランドのBORAはあくまでも通常の「法律」として立法されたものにすぎず、前述のBORA4条にも表れている如く、BORAは他の法令に優越する最高法規性を備えておらず、寧ろBORAの規定と他の法律の規定が適合しない場合、他の法律の規定の方が特別法としてBORAの規定に優越（prevail）するとされること（Scragg・前掲（注3）99頁参照）が本規定の前提となっているといえる。

16) 原文は“Without limiting section 145 of the Local Government Act 2002,”であり、本来は「2002年地方自治体法145条を制限することなく」となるが、要するに「売春宿の立地規制については一般的条例制定権を定めるLGA145条によって条例を制定することもできるが、それ以外にも特別条例制定権を定める146条（恐らく（a）号（vi）の「公共の場所における取引」または（b）号（vi）の「地域自治体の管理に服する土地等の保護など」に関する条例制定が該当するのである。）に基づいて制定することも可能」ということを確認するのが本条の趣旨（文理解釈）と思われる。但し、①規定のあり方からすると生活妨害等に関する145条に基づいた条例制定の方が自然（あるいはPRAに独自の規定は不要）とも考えられ、また一方で、②実務上は「売春規制についてはPRAに明定されている場合しか条例を制定できない」と解釈される風潮が強く、更に、③条例による立地規制の態様（如何なる内容の規制が可能か）については実際にいくつかの訴訟が提起され、クライストチャーチ市、オークランド市の条例中、立地規制の部分は無効（*Willowford Family Trust v Christchurch City Council*（High Court, Christchurch, CIV-2004-409-002299 [29 July 2005], Panckhurst J）；*J B International LTD v Auckland City Council*（High Court, Auckland, CIV-2005-404-2214 [2006] NZHC 221, [14 March 2006], Heath J））とされる等、PRA14条を巡っては問題が多い。

これらの点には、(i) 提出時の法案では「立地規制は資源管理法上の手続に委ねる」趣旨で規定を全く置かず、(ii) 法務・選挙制度委員会多数派もそう考えていたところ、どうしてもPRAに条例制定権を定める規定が必要と考える少数派側との政治的妥協として「結論は全院委員会に委ねる」との決着が図られたが（Justice and Electoral Select Committee・前掲（注6）14頁）、(iii) 全院委員会では法案及び修正案に係る実質的な議論は殆どなせなかった、という経緯も大きく影を落としているように感じる。

17) 先駆的・総合的な環境法として有名な資源管理法であるが、同法は「自然的・物理的資源の持続可能な管理を促進すること」を目的として、鉱物資源を除く、大気・水・土壌・植生を含めた土地・沿岸域の利用についての利用・開発・保護を規定するものである。同法に基づき、(a) 国は沿岸／

第 15 条【売春事業に係る資源利用承認】

第 1 項：1991 年資源管理法（Resource Management Act 1991）に基づく資源利用承認申請であって売春事業のための土地利用に関するものを審査するにあたっては、地域自治体は、当該売春事業が次のいずれかに該当しないか考慮しなくてはならない。

（a）当該土地が属する区域を利用する一般公衆に対する生活妨害や重大な侵害を引き起こすこと

（b）当該土地が属する区域の現状または用途と調和しないこと

第 2 項：前項（a）号ならびに（b）号に掲げる事項及び 1991 年資源管理法上審査すべき事項の審査を行った後、地域自治体は、同法 104 A 条ないし 104 D 条に基づいて資源利用承認を付与もしくは拒否し、また、同法 108 条に基づいて資源利用承認の付与に条件を課することができる。

第 3 項：第 1 項はどのような態様においても 1991 年資源管理法の運用を制限し、もしくはそれに影響を及ぼすものではない。また、ある地区内の特定の区域に関しては、地区計画（district plan）もしくは策定中の地区計画の規定が優先する。

——セックスワーカーの保護——

第 16 条【営利を目的とする性的サービスの提供または売春から得た収入の提供を誘導・強要すること】

第 1 項：何人も、他人（A と称する。）が次の各号の提供等をなすよう誘導または強要する

- ㄨ 管理の基本方針の策定、全国的調整、ガイドライン策定など、（b）広域自治体は土壌・水・大気の実管理に係る総合的方針である政策文書（Regional Policy Statement）と具体的な広域計画（Regional Plan）の策定を行い、一方、（c）地域自治体は土地利用一般に関する責任を負い、地区計画（District Plan）の策定等の職責を担うことになる。そして、一般に開発・建築等の行為（activity）を行いたい者は Plan の下で下記①の場合を除いて自治体の資源利用承認（Resource Consent）を得る必要がある。

即ち、地方自治体は上の Plan 策定にあたって、資源に影響を与える行為を、①「許可された行為（permitted activity：予め Plan に規定された要件を充たす限り自治体の承認が不要なもの）」（同法 77 B 条 1 項）、②「管理された行為（controlled activity：承認の取得が必要だが、予め Plan に規定された要件を充たす限り必ず承認されるもの）」（2 項）、③「裁量に服する行為（discretionary activity：予め Plan に規定された要件の充足等を条件に自治体が承認することができるもの）」（4 項）、④「規定外の行為（non-complying activity：Plan 上想定されていない行為であるが、一定の場合には承認を得ることができるもの）」（5 項）、⑤「禁止された行為（prohibited activity：承認申請自体できないし、したとしても承認されないもの）」（7 項）の各類型に分類しておくことになっており、また、資源利用承認申請を受理した自治体は、必要な場合、地域住民のための公聴会などを実施することができる。申請の審査にあたっては、審査庁は当該行為の環境に与える影響や関連する政策文書・計画など合理的に見て必要と考えられる全ての関連する事情を考慮に入れることになるが（一方、商業上の競争（trade competition：要するに既存業者の商業上の利益等）などは考慮に入れてはいけないとされる。）、PRA 15 条 1 項は特に売春事業に関する場合について考慮すべきファクターを明定した特則といえる。資源管理法については、柿澤＝野嵜「ニュージーランドにおける資源管理制度の現状と課題－新自由主義改革と資源管理－」日林誌 83 巻 1 号 5 頁、平松紘「〈資料〉ニュージーランド資源管理法（1）～（4）」青山法学論集 38 巻 2 号 27 頁、39 巻 1 号 96 頁、39 巻 3・4 号 128 頁、40 巻 2 号 134 頁参照。

意図をもって、第 2 項に掲げる行為を行ってはならない。

(a) 何人かに営利を目的とする性的サービスを提供し、または提供し続けること

(b) A が提供した営利を目的とする性的サービスから得た金銭の支払その他の対償を何人かに提供し、または提供し続けること

第 2 項：前項にいう行為とは、何人か（B と称する。）が次の各号をなす旨の明示または黙示の脅迫または約束をいう。

(a) 何人かに害を加えるため、以下に起因する職権または権威を不当に用いること

(i) B の職業上または職務上の地位

(ii) B と A との間の関係

(b) 自由刑の科される犯罪の遂行

(c) (当該事実の有無にかかわらず) 以下の事実の告発または暴露

(i) 何人かが犯した犯罪

(ii) その他の非行であって何人かの名誉を著しく毀損する虞のあるもの

(iii) 何人かがニュージーランドに不法在留していること

(d) 1975 年薬物乱用法 (Misuse of Drugs Act 1975) に規定する規制薬物¹⁸⁾を供給し、または供給を停止すること

第 3 項：第 1 項に違反した者は犯罪に該当し、正式起訴により有罪とされた場合、14 年以下の自由刑に処する。

第 17 条 【営利を目的とする性的サービスを提供することの拒否】

第 1 項：営利を目的とする性的サービスの提供に関する契約があつたとしても、何人も、いつでも、他人に対して営利を目的とする性的サービスを提供し、または提供し続けることを拒否することができる。

第 2 項：営利を目的とする性的サービスの提供に関する契約を締結したという事実は、それ自体では、その者がかかるサービスを提供することに同意せず、また同意を取り消した場合、刑事法との関係では同意を構成しない。

第 3 項：但し、本条の規定は、営利を目的とする性的サービスの提供に関する契約が履行されなかった場合についての、取消もしくは解除、または損害賠償請求の権利（それがあつた場合）には何ら影響を及ぼさない。

18) 1975 年薬物乱用法については薬物情勢研究会「諸外国における薬物対策の概況 (7)ーオーストラリア・ニュージーランド」警察時報 43 巻 5 号 47 頁参照。PRA 36 条 2 項 (d) との関係では同法上の規制薬物の分類が問題となるが、同法上、規制薬物は A 種規制薬物＝ヘロイン、LSD など、B 種規制薬物＝大麻樹脂、コカイン、モルヒネなど、C 種規制薬物＝大麻草、大麻葉などの 3 つに区分されているとの由である。

——セックスワーカーとしての就業を拒否する者の保護——

第 18 条【セックスワーカーとしての就業の拒否は〔*社会保障上の〕諸資格には影響しない】

第 1 項：セックスワーカーとしての就業を拒否し、または就業の継続を拒否したとしても、1964 年社会保障法（Social Security Act 1964）上の給付金もしくは受給資格が取り消され、またはその他の形で影響を受けることはない。（また、この場合、かかる就業は同法上、その者に適性のある雇用（suitable employment）¹⁹⁾には該当しない。）

第 2 項：その種の就業を拒否し、または就業の継続を拒否した場合、たとえセックスワーカーとして就業しうるとしても、2001 年傷害予防・リハビリテーション・補償法（Injury Prevention, Rehabilitation, and Compensation Act 2001）²⁰⁾上の諸資格²¹⁾が失われ、またはその他の形で影響を受けることはない。

第 3 項：本条において、拒否とは一般的にこの種の就業を拒否することをいい、特定の仕事（job）または特定の時間を拒否することは含まない。

——1987 年移民法（Immigration Act 1987）²²⁾の適用——

19) ニュージーランドでは 1970 年代以降の経済・財政危機に対応する行政改革の「最終段階」として、1990 年代以降、社会福祉・社会保障改革に着手していくことになるが、「自立できる者は自立を促進され、支援の提供はあくまでも純粋な（genuine）ニードに基づく者に限る」という公平性の原理の下、「失業給付以外の所得保障給付受給者に対する、就労もしくは就労に向けた訓練等の義務化（work test）の拡大」がなされるようになった（鍵括弧内は武田真理子「各国の福祉事情 第 35 回 ニュージーランドの行政改革と社会福祉・社会保障の実情②」月刊福祉 90 巻 7 号 98 頁より引用。その他同国社会保障法については片岡直「世界の年金—歴史としくみ—⑮ニュージーランド」ねんきん 38 巻 12 号 18 頁なども参照）。

そして、このような work test に服する受給者は、社会開発省チーフ・エグゼクティブ（chief executive）がその受給者にとって「適性のある雇用（“suitable employment”）」と判断する職業（1964 年社会保障法 3 条 1 項）に就くことを要求されるところ（同法 102 条 2 項）、本条は、（少なくとも売春を拒否したセックスワーカーにつき）セックスワーカーという職業がかかる「適性のある職業」に該当するとされることはないことを確認した規定である。Justice and Electoral Select Committee・前掲（注 6）18 頁

20) 2001 年傷害予防・リハビリテーション・補償法は事故の種類を問わず補償の社会保障化を行ったことで有名な 1972 年事故補償法（Accident Compensation Act 1972）の系譜に属する法であり、人身傷害に係る事故予防、リハビリ時の損失補償などを目的とする。1973 年、1974 年、1982 年の事故補償法の各改正、1992 年事故リハビリテーション・補償保険法（Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992）については小松隆二「ニュージーランドの社会福祉 ③（最終回）」月刊福祉 1994 年 3 月号 90 頁、大場敏彦「ニュージーランドにおける労働者災害補償」法学志林 92 巻 1 号 41 頁、浅井尚子「『1992 年事故のリハビリテーションおよび補償に関する保険法』の制度」学会誌社会保障法 8 号 33 頁など参照。

21) 2001 年傷害予防・リハビリテーション・補償法上、（セックスワーカーも含め）全ての労働者に対して事故補償制度（accident compensation scheme）が適用されるので、就業中（at work）に被った傷害につき ACC（Accident Compensation Corporation：事故補償公団）に対する申請が認められると、医師等に支払う診察料、入院費用・手術費用、薬代、治療に関わる交通費、週毎に支払われる所得補償、長期間の治療や後遺症が残る場合の一括払い補償・手当などの受給資格を付与されることになる。Occupational Safety and Health Service・前掲（注 9）96 頁

22) 同国の入管規制の中心となる法律であるが、実際には下位法たる行政規則への委任度が高く、改正も多いことから正確な内容の把握は難しい。1987 年移民法の制定に至るまでの同国移民政策の

第19条【1987年移民法の適用】

第1項：1987年移民法上のいかなる[*在留]許可も、次の者には付与されない。

- (a) 既に営利を目的とする性的サービスを提供し、または提供することを意図する者
- (b) 既に売春事業の管理者となり、または管理者となることを意図する者
- (c) 既に売春事業に投資し、または投資することを意図する者

第2項：1987年移民法上の一時滞在許可（temporary permit）²³⁾または特定目的許可（limited purpose permit）²⁴⁾は、かかる許可を受けた者がニュージーランド在留中に次の行為をなさないことを条件とする。

- (a) 営利を目的とする性的サービスの提供
- (b) ニュージーランドの売春事業の管理者としての行為

ㄨ 変遷等については西川圭輔「ニュージーランドの移民政策と移民の経済的影響－オークランド経済における移民労働者の貢献と活用－」オーストラリア研究紀要32号127頁等参照。同国の現行移民法上はPRA 19条で問題とされるような permit と（一般向けに「就労ビザ（Work Visa）」などと紹介されることの多い）visa とは別次元の概念であり、日本の入管法上の用語法と同様、査証（visa）は査証申請時に「申請された在留資格の許可を拒否すべき事由は特にない」ことを査証官（visa officer）が示したもの（推薦）にすぎず（同法14A条）、上陸時に移民（入国）審査官から（査証に応じた）許可（permit）を受けないと在留はできない（査証相互免除の場合を除く）。但し、従来から実施細目に係る技術的改訂（adjustment）はしばしば行われてきたが、2007年8月8日には2007年移民法案（Immigration Bill 2007）が国会に提出されており、従前の visa と permit の概念（区別）を廃し、新「滞在ビザ」（visa to stay：従来の permit に代わるものであり、具体的には permanent resident visa, resident visa, temporary visa, interim visa, limited visa, transit visa の各種）に統合する等、大幅な改正（complete reform）が予定されている。Bills Digest, No 1538, NZ Parliamentary Library (2007) 参照。

23) ここでは一応「一時滞在許可」との訳をあてたが、日本法上の「短期滞在資格」のような極短期間の在留を前提とするものではなく、即ち、ニュージーランドの在留資格中、residence permits ではないタイプの主流をなすのが temporary permits であり*、このグループの内、最も多く利用されているのは①Visitor（訪問者：就労目的ではなく同国を訪問するためのものであり、在留期間は18ヶ月中9ヶ月滞在できるといった形の設定となる）、②Work（就労：同国での就労を目的とし、あるいは同国市民（また永住者）との婚姻関係等を基礎に付与された結果就労が可能となるものであり、原則として3年以下の在留期間が設定される。この許可には更に Skilled, Family, Humanitarian の3つの stream がある）、③Study（学生：一定の教育機関の認可されたコースで3ヶ月以上学ぶ“genuine students”に付与されるもので、在留期間は4年以下）、④Working Holiday の各 permit である。移民局 HP (<http://www.immigration.govt.nz>) など参照

*移民法の規定とは別に、一般的な認識としては「residence permits か（広義の）temporary permits か」という2分類がなされることが多く、この広義の temporary permits の中に上記の visitor permit 等の狭義の temporary permits が含まれると共に、次の limited purpose permit なども含まれるといった意識が強い。この点、Occupational Safety and Health Service・前掲（注9）63頁、Parliamentary Debates（HANSARD）、Wednesday, 14 May, 2003, 5747頁など参照。

24) limited purpose permit とは、①冠婚葬祭や会議、儀式などの重要イベントへの参加や②授業料を全額支払った短期留学コースの留学生など、一定の express purpose（employment 目的は除く）を有する者であって、この資格での在留を望む者（もしくは移民局側が在留期限到来後も不法在留する虞があることから他の種類の許可を出すことは不適切と考えた者）に付与される在留許可であり（在留期間は当該目的達成に必要なと思われる時間等に鑑みて決せられ、特に予め決まっている訳ではない）、同一目的での更新を除き、同国在留中に他の種類の在留許可を申請することはできず、他の種類の在留資格の場合に認められる（退去強制命令等に対する）不服申立の権利は認められないといった制限に服する。Immigration New Zealand, *Information on Limited Purpose Visas and Permits ; A guide to Limited Purpose Entry Policy*, Department of Labour (2007) 参照

(c) ニュージーランドの売春事業への投資

第 3 項：1987 年移民法上の一時滞在許可または特定目的許可を受けた者が前項各号に掲げる行為を行った場合、当該許可は取り消されるものとする。

第 4 項：永住許可 (residence permit)²⁵⁾を受けた者が 1987 年移民法 18 A 条に基づく条件²⁶⁾に服する場合、その者がニュージーランドの売春事業の管理者となり、またはニュージーランドの売春事業に投資するならば、(同法第 20 条第 1 項 (d) 号に基づく許可の取消の目的に照らし) かかる条件は充たされていないものとみなす。

第 5 項：1987 年移民法に基づき付与されたいずれの許可に関しても、また、同法 18 A 条に基づき課されたいずれの条件に関しても、当該許可または条件の賦課が本条の発効の前であったか後であったかを問わず、本条が適用される。

——18 歳未満の者を売春に使用することの禁止——

第 20 条【18 歳未満の者による営利を目的とする性的サービス提供を援助することの禁止】何人も、18 歳未満の者が営利を目的とする性的サービスを提供するようにしむけ、援助し、容易にし、また助長してはならない。

第 21 条【18 歳未満の者によって提供された営利を目的とする性的サービスから生じた収入の収受の禁止】何人も、情を知り、または合理的に知りうべき場合、18 歳未満の者によって提供された営利を目的とする性的サービスから直接または間接に生じた金銭の支払その他の対償を収受してはならない。

第 22 条【18 歳未満の者から営利を目的とする性的サービスを受ける契約を締結または顧客となることの禁止】

第 1 項：何人も、自己もしくは第三者に対し、またはそれらの者の〔*利益の〕ために、18 歳未満の者が営利を目的とする性的サービスを提供する旨の契約その他の取り決めを締結してはならない。

25) 所謂「永住ビザ」の取得 (移住) に関しては、審査の「入口段階」において①技能移民部門 (skilled migrant category)、②投資家部門 (investor category)、③起業家部門 (entrepreneur category)、④家族部門 (family quota)、⑤人道部門 (humanitarian category) の各カテゴリーに分けて申請・審査がなされるが、永住権が承認されると、(a) 永住許可 (residence permit) と (b) 2 年間の再入国ビザ (returning resident visa) が発給されることになる ((b) については、その後、一定条件を充足すると無期限の再入国ビザの発給となる)。residence permit には「無期限のパーミット」(あるいは「居住 (在住) 許可」) といった訳が充てられることもあるが、本稿では一応「永住許可」と訳出した。尚、当然のこと乍ら、永住権 (permanent residence) は市民権 (citizenship) と異なる概念である。同国での市民権／国籍概念等については例えば杉原充志「永住者の国政選挙権ーニュージーランドの経験と日本の将来ー」日本ニュージーランド学会誌 7 号 22 頁など参照。

26) 永住許可を付与するにあたり、(移民) 大臣 (Minister) または移民審査官は原則として Government Residence Policy に照らした条件を設定することができるとされる (移民法 18 A 条 1 項・2 項)。

第 2 項：何人も、18 歳未満の者から営利を目的とする性的サービスの提供を受けてはならない。

第 23 条【18 歳未満の者を売春に使用することの禁止に違反する罪】

第 1 項：第 20 条ないし前条に違反した者は犯罪に該当し、正式起訴により有罪とされた場合、7 年以下の自由刑に処する。

第 2 項：何人も、18 歳未満の者に法的助言、カウンセリング、衛生上の助言または医療サービスを提供しただけでは第 20 条違反とされない。

第 3 項：18 歳未満の者は、自己に対する、または自己が共に行った本条違反の犯罪において共犯として起訴されない。

——衛生・安全要件の遵守に係る立ち入り検査の権限——

第 24 条【検査の目的】

第 1 項：第 26 条に規定する検査の権限は、第 8 条及び第 9 条を遵守しており、または遵守していたか否かを判断する目的でのみ行使しうる。

第 2 項：本条は、検査官が他の犯罪もしくはその嫌疑を警察その他関係各署に通報することを制限するものではない。

第 25 条【検査官】

第 1 項：1956 年保健法（Health Act 1956）に基づいて保健大臣（Director-General of Health）により地域保健医務官（Medical Officer of Health）²⁷⁾に任命された者は、この法律の目的のため検査官となる。

第 2 項：この法律の目的のため、地域保健医務官は、その管轄保健地区（health district）における常任または臨時の検査官を任命することができる。

27) Medical Officer of Health（英和辞典的には「保健所長」）は、元来、保健省の職務を現場で執行するため各保健地区の管理をなす者として設置された職であり、現在でも①保健大臣により任命され（1956 年保健法 7A 条）、②伝染病や衛生環境をはじめ、公衆衛生に影響を及ぼす事項につき専門的・総合的な職務権限（PRA を含む法令上、情報収集や種々の施設への立ち入り検査、診察の強制、患者の隔離等、多くの権限を有するが、原則として個別の患者を診察することはない。）を担う特別な医師（内科医）として、③その名義でメディア・リリースを行う等、一般の Medical Officer とは全く異なる地位にある。ただ、会議体たる DHB（District Health Board：地域保健局）の執行部門の構成員として DHB に雇用される者であり、また、DHB の執行部門には Chief Executive Officer も設置されることに鑑みると、「日本の保健所類似の機関の独任制行政公庁」といった職とは若干性質を異にするようにも見受けられる。従って、Medical Officers of Health という職の和訳は難しいが、ここでは仮設的に「地域保健医務官」との訳をあてた。各地 DHB の HP（例えばノースランド DHB（<http://www.northlanddhb.org.nz>））、また、Occupational Safety and Health Service・前掲（注 9）13 頁参照。尚、医療・障害者福祉との関係での DHB の紹介としては、山田晋「ニュージーランド社会福祉法制の体系と構造」明治学院大学社会学・社会福祉学研究 122 号 61 頁参照。

第3項：地域保健医務官は、当該職務を果たすのに適切な資格を有し、または訓練を受けていると評価できる者のみを検査官に任命することができる。

第4項：かかる任命は次の事項を記載した書面でなさなくてはならない。

- (a) 本条の明示
- (b) 任命された者のフルネーム
- (c) 任命された者に対して第26条により付与された権限及び前条に定める当該権限の行使目的

第26条【衛生・安全要件の遵守に係る立ち入り検査の権限】

第1項：検査官は、当該施設内で売春事業が行われていると信ずる合理的な根拠を有する場合、相当な時であればいつでも検査実施のため当該施設に立ち入ることができる。

第2項：検査の目的のため、検査官は次の各号を行うことができる。

- (a) 合理的な検査の実施
- (b) 写真撮影、計測、見取図及び記録の作成
- (c) 以下の者に対して検査官が合理的に要求する情報及び協力の提供を求めること
 - (i) 当該売春事業を管理する者、またはその者の被用者もしくは代理人
 - (ii) 当該売春事業におけるセックスワーカーまたは顧客
- (d) 前号に掲げる情報の写しの作成

第3項：検査官は、第8条及び第9条に違反する罪の証拠になると信ずる合理的な根拠のある場合には、本条に基づいて立ち入った施設内のいかなる物品であっても押収し、保管することができる。

第4項：本条は自己負罪拒否特権に制限を加え、また影響を及ぼすものではない。

第5条：検査官は、検査の補助のため、その直接監督下で行動する者を当該施設に帯同することができる。

第27条【住居（home）への立ち入り】

第1項：検査官は、次の場合を除き、前条に基づいて住居に立ち入ることはできない。

- (a) 当該住居の占有者の同意があるとき
- (b) 第2項に従って発行された令状により認められたとき

第2項：地方裁判所裁判官、判事、治安判事（Community Magistrate）または地方裁判所補助裁判官（Registrar of a District Court）²⁸⁾（警察官でない場合に限る。）は、次のいずれかを

28) 英米法用語としての“Registrar”については「補助裁判官」「登記官」「登録官」等、場面によって様々な訳語があるが、ニュージーランドの Registrar of a District Court の場合、裁判官ではないものの、例えば各裁判所の印章（1947年地方裁判所法（District Courts Act 1947）3条2項）や訴訟記録の保管（同法13条）といった内部的な事務に留まらず、移送命令を出す形式的権限（同法 7

信ずる合理的な根拠がある場合には、宣誓付きの請求に基づき、住居または住居の一部への立ち入りを認める令状を発することができる。

(a) 当該住居で売春事業が営まれていること

(b) 当該住居または住居の一部が、実際に売春事業が営まれている施設に立ち入るために通行可能な唯一の経路であること

第 3 項：令状は、検査官の名義を特定し、且つ、別に定める様式によらなくてはならない。

第 28 条【検査実施時の要件】

第 1 項：検査官は、第 26 条に基づく施設への立ち入り時に次の全てを提示しなくてはならない。立ち入りに後続する時期に合理的に要求されたときも同じとする。

(a) 地域保健医務官に任命されたこと、または地域保健医務官により検査官に任命されたことの証票

(b) 自己の個人識別に係る証票

(c) 第 26 条により検査官に付与された権限及び第 24 条に定める当該権限の行使目的の説明

(d) 前条第 2 項に基づき発布された令状により住居に立ち入る場合には、当該令状

第 2 項：検査官が施設に立ち入り検査を行う時に当該施設の所有者または占有者が不在の場合には、検査官は次のいずれも履行しなくてはならない。

(a) 当該施設の見やすい場所に以下の情報を含む書面による告知を残すこと

(i) 立ち入りの時刻及び日付

(ii) 当該施設に立ち入った者の氏名

(iii) その人物が検査官であるという事実

(iv) 立ち入りの理由

(v) 問い合わせを受け付ける保健省 (Ministry of Health) 事務所の所在地

(b) かかる情報を当該施設の所有者または占有者に伝達するため、その他全ての合理的措置を講じること

第 3 項：検査の過程で押収した物品がある場合、検査官は、押収物品の目録を書面にして当該施設の見やすい場所に残し、または、所有者もしくは占有者に立ち入りから 10 労働日以内に目録を届け、もしくは書留で送付しなくてはならない。

第 4 項：検査の過程で押収された物品には、(検査官をそこでいう司法巡査 (constable) として扱う他、必要な修正をほどこした上で) 1957 年略式手続法 (Summary Proceedings Act

↘ 4A 条)等を有しており、裁判官(また治安判事)資格判定(地裁裁判官の場合、同法5条2項)上のキャリアとしてもカウントされうるといった事情に鑑み、本稿では「補助裁判官」という訳を採用した。

1957) 第 199 条²⁹⁾が適用される。

第 29 条【検査官に対する妨害】この法律に規定する権限または職務を執行中の検査官を故意に妨害し、邪魔し、または欺罔した者は犯罪に該当し、即決判決により 2,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

——立ち入り権限——

第 30 条【警察に立ち入りを認める令状】

第 1 項：地方裁判所裁判官、判事、治安判事または地方裁判所補助裁判官（警察官でない場合に限る。）は、次のいずれも認められる場合には、ある場所への立ち入りを認める令状を発することができる。

(a) その場所で次の各条に反する罪が遂行中であり、既に行われ、または行われる虞があると疑う確かな根拠があること

(i) 第 23 条（18 歳未満の者を売春に使用すること）

(ii) 第 34 条（無登録で管理者となること）

(b) 当該犯罪の遂行もしくはその反復を防止し、または当該犯罪を捜査する目的のため、当該場所に警察官が立ち入ることが必要と信ずる合理的な根拠があること

第 2 項：令状の請求は宣誓付きの書面でなさなくてはならない。

第 3 項：裁判官、判事、治安判事または補助裁判官は、令状の執行につき、適切と考える合理的条件を課することができる。

第 31 条【令状の様式及び内容】

第 1 項：前条第 1 項 (a) 号に係る令状は別に定める様式により、次の事項を記載しなくてはならない。

(a) 立ち入ることのできる場所

(b) 当該令状が前条に掲げるいずれの罪に関して発行されたのか

(c) 発行日から 14 日以内の期間であって、当該令状を執行可能な期間

(d) 前条第 3 項により課された令状の執行条件

第 2 項：令状は、広く全警察官（every member of the police）を名宛人としなくてはならない³⁰⁾。

29) 1957 年略式手続法は地方裁判所における刑事手続を定めた法律であるが、同法 199 条は、①押収物品を原則として司法巡査が保管すること（1 項）、②裁判所による処分命令（3 項 (a) 号・(b) 号）、③押収から 3 週間経過後も刑事手続が提起されない場合の返還（同項 (c) 号）などについて規定している。

30) これについては後掲の令状の様式施行令別表第 2 の通り、令状の様式上、定型的に名宛人欄に“To every member of the police”と印刷したものを使用することとなる。

第 32 条【令状により付与される権限】

第 1 項：第 30 条に規定する令状を執行する者は、当該令状に記載された条件の範囲内で次の権限を有する。

- (a) 令状に記載された場所に昼夜を問わずいつでも立ち入り、搜索すること
- (b) 当該場所に立ち入り、搜索するため、状況に照らして合理的な補助を使用すること
- (c) 状況に照らし合理的な範囲内で、当該場所への立ち入りを図り、また、当該場所の内部 (in)、もしくは上 (on)、上方 (over)、下 (under) にあるものをこじ開ける (break open) ため、実力を行使すること
- (d) 当該令状が発布される原因となった罪の証拠になると信ずる合理的な根拠のある場合、いかなる財物その他の物品であっても搜索し、押収すること

第 2 項：当該令状の執行を補助するよう指示された者は、前項 (c) 号及び (d) 号に規定する権限を行使することができる。

第 3 項：当該令状によりある場所に立ち入る権限は、一度しか行使できない。

第 33 条【令状執行時の要件】

第 1 項：第 30 条に規定する令状を執行する警察官は、施設への立ち入り時に次の全てを提示しなくてはならない。立ち入りに後続する時期に合理的に要求されたときも同じとする。

- (a) 当該令状
- (b) 制服を着用していない場合、自己が警察官であることの証票

第 2 項：令状の執行に際して当該場所の所有者または占有者が不在の場合には、警察官は次のいずれも履行しなくてはならない。

- (a) 当該場所の見やすい場所に以下の情報を含む書面による告知を残すこと
 - (i) 立ち入りの時刻及び日付
 - (ii) 当該場所に立ち入った警察官の氏名
 - (iii) その人物が警察官であるという事実
 - (iv) 立ち入りの理由
 - (v) 問い合わせを受け付ける警察署の所在地
- (b) かかる情報を当該施設の所有者または占有者に伝達するため、その他全ての合理的措置を講じること

第 3 項：令状の執行により押収した物品がある場合、警察官は、押収物品の目録を書面にし、当該施設の見やすい場所に残し、または、所有者もしくは占有者に立ち入りから 10 労働日以内に目録を届け、もしくは書留で送付しなくてはならない。

第 4 項：令状の執行により押収された物品には、1957 年略式手続法第 199 条が（必要な修正がほどこされた上で）適用される。

第 3 章 管理者登録証 (OPERATOR CERTIFICATES)³¹⁾

第 34 条 【売春事業の管理者の登録証所持義務】

第 1 項：売春事業の管理者（会社を除く。）は、第 35 条に基づき交付された登録証を所持しなくてはならない。

第 2 項：前項により登録証の所持義務を課されているにも関わらずこれを所持しない者は犯罪に該当し、即決判決により 10,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

第 3 項：前項に基づき起訴された被告人が、自己が小規模自営売春宿で就業するセックスワーカーであり、且つ、他のいずれの売春事業の管理者でもないことを理由に管理者に該当しないと主張する場合、被告人側がかかる主張を蓋然性が認められる程度（on the balance of probabilities）まで立証しなくてはならない。

第 4 項：第 2 項にかかわらず、登録証を所持していなかった期間が本条の効力発生から 6 ヶ月以内であった場合、同項の罪には問われない。

第 35 条 【登録証の申請及び交付】

第 1 項：登録証の申請人は、補助裁判官に対してこれを申請しなくてはならない。

第 2 項：この章において補助裁判官とは、オークランド地方裁判所補助裁判官またはその他の地方裁判所所属の補助裁判官であって、この法律に基づき制定された行政規則により本条の申請を受理できるとされる補助裁判官またはその一人をいう。

第 3 項：申請は別に定める様式により、別に定める手数料を付してなさなくてはならない。

第 4 項：申請に際しては、申請人は次のものを提供すれば足りる。

(a) 申請人のフルネーム、生年月日及び性別

31) 一般に行政行為の講学的分類は必ずしも一義的・明確になせるものではなく、PRA 上重要な概念となる certificate の場合、申請人が拒否事由に該当していないことを「認証」（あるいは「公証」）することともいえるし（現に千手・前掲（注 4）65 頁は「経営者の認証」という訳語を使用されている。）、また、不適格とされないことを条件に管理者となる「許可」を付与することともいえる（この点、司法省の依頼によって PRA 制定までのニュージーランドのセックス産業の評価等を目的に執筆された文献（但し、“the views expressed in it are those of the author and do not necessarily represent the views of the Ministry of Justice” との注記あり）である Jan Jordan, *The Sex Industry in New Zealand: A Literature Review*, Ministry of Justice (2005) 21 頁等でも端的に“licensing system”と表現されている）。

ただ、PRA 上、「Registrar が issue した certificate を hold する」（34 条 1 項参照）という認識であり、いわば日本の自動車運転免許証的な形でのカードの所持の如何に着目されているといえるし、且つ、かかるカードの交付申請（application for certificates: 35 条）とそれに応じたカード（登録証）の交付につき、報道用語では端的に“THREE Taranaki-based prostitution operators have been registered, ...”（北島タラナキ地区に本拠を置く 3 人の売春事業の管理者が登録を行った。）といった表現が採られることから（引用は“Three brothel operators register”, *Daily News*, Jun 29, 2004. 下線筆者）、ここでは certificate を「登録証」（また、36 条などにおいては「登録」と訳出した）。

- (b) 他に申請人のものとして知られ、または知られていた名称があれば当該名称
- (c) 登録証及び関連する通知の送付先として申請人が望む宛先
- (d) 旅券、運転免許証その他、申請人の写真を含んだ公式の身分証明書であって、別に定めるところにより認証されたものの写真コピー
- (e) 1 枚以上の申請人の最近の写真であって、別に定める要件を充足し、別に定めるところにより認証されたもの

(f) 第 37 条に基づく命令が出された場合には、当該命令の謄本

第 5 項：次の要件が全て充たされた場合、補助裁判官は申請人に登録証を交付しなくてはならない。

(a) 申請人が別に定める手数料を支払い、適切且つ遺漏なく記入された申請書を提出し、必要な写真コピー及び写真を添付したこと

(b) 申請人が 18 歳以上であること

(c) 申請人が、

(i) 第 36 条により登録不適格とされず、または、

(ii) 登録不適格事由に該当するが第 37 条により登録不適格の解消が認められ、且つ、当該解消 [*命令] が取り消されていないこと

第 6 項：登録証は別に定める様式により、また、所持者の写真を含むものとする。

第 7 項：登録を拒否する場合、補助裁判官は、申請人に対してその根拠を記した書面をもって通知し、また、第 37 条に規定する登録不適格の解消の申請方法についての情報を教示しなくてはならない。

第 36 条【登録不適格 (Disqualification from holding certificate)】³²⁾

第 1 項：時期を問わず、第 2 項に掲げる不適格事由たる罪により有罪とされ、またはかかる罪の未遂、共謀、もしくは事後共犯として有罪とされた者は、登録不適格とする。

第 2 項：不適格事由たる罪は、次の各号に掲げるものとする。

(a) 本法に違反する罪（但し、第 39 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 3 項の罪を除く。）

(b) 1961 年犯罪法 (Crimes Act 1961) の次の規定または章に違反する罪であって 2 年以上の自由刑を科されるもの

32) a person (who) is disqualified あるいは disqualification という言葉は①不適格事由に該当する状態 (37 条 1 項, 35 条 5 項 (c) 号), ②それにより登録を拒否されること (36 条 1 項) の両義で用いられており、訳出しにくい。本稿では適宜「登録不適格」または「登録不適格事由に該当すること」といった表現を採用した。また、単なる disqualification ではなく from holding certificate という文言が付されている箇所については「登録証を所持することについて不適格であること」等と訳すのが原文の語義に忠実といえるが、長くなるので「登録不適格」等の表記で済ませた。

- (i) 同法第 98 A 条（組織犯罪団体への参加）
- (ii) 同法第 127 条ないし第 144 C 条（性犯罪を含むもの）
- (iii) 同法第 8 章（謀殺，故殺，強姦及び略取を含むもの）
- (iv) 同法第 234 条ないし第 244 条（強盗，恐喝及び不法目的侵入）
- (v) 同法第 257 A 条（不正資金洗浄）
- (c) 1983 年武器法（Arms Act 1983）³³⁾に違反する罪であって自由刑を科されるもの
- (d) 1975 年薬物乱用法との関係では，
 - (i) 同法第 6 条に違反する罪（但し，C 種規制薬物の所持を除く．）
 - (ii) 同法第 9 条，第 12 A 条または第 12 B 条に違反する罪
 - (iii) 同法の他の規定に違反する罪であって，A 種または B 種規制薬物に関するもの

第 37 条【登録不適格の解消（Waiver of disqualification）】³⁴⁾

第 1 項：登録不適格事由に該当する者は，書面をもって補助裁判官に対して登録不適格の解消命令（an order waiving the disqualification）を出すことを申請できる．

第 2 項：申請を受理した補助裁判官は，

- (a) 当該申請書を地方裁判所裁判官に回付し，審査を求めなければならない，また，
- (b) 申請書の写しを警察本部長（Commissioner of Police）に送付し，第 4 項（b）号に掲げる事項に関する報告を求めなくてはならない．

第 3 項：警察本部長は，かかる求めを受けてから 3 週間以内に補助裁判官に対して報告書を提出しなくてはならない．また，補助裁判官は，申請人に対して遅滞なく当該報告書の写しを送付しなくてはならない．

第 4 項：地方裁判所裁判官は，次のいずれも充足すると認める場合には登録不適格の解消命令を出さなくてはならない．

- (a) 申請人の犯罪が，その性質上，または行為後長期間が経過したことから，今では登録証取得の障碍にならないこと
- (b) 申請人が，現在及び最近において，前条により登録不適格となる人々であって申請人に影響を及ぼすのが合理的に予想される者と提携し，また関係していないこと

33) 1983 年武器法については堀金雅男「諸外国における銃器情勢（2）」警察公論 51 卷 10 号 88 頁参照．

34) waiver という英米法用語自体，その訳出は場面により必ずしも一義的には行えないが，ここでは申請人の不適格状態が「治癒」される場面と考えてよいと思われる．ただ，補助裁判官による命令（an order waiving the disqualification）により治癒が認められる（登録可能な状態となる）ところ，「治癒命令」といった言葉を使用することにも抵抗を覚えるので，「解消」（また「解消命令」という訳を採用した．尚，「一旦登録拒否処分があつてそれを取り消す処分をする」といった流れではなく，「不適格事由に該当する者は an order waiving the disqualification を取得してから登録申請する」のが原則となる．

第 5 項：当該申請を審査する地方裁判所裁判官は、

(a) 第 3 項に規定する報告書を受け取ってから少なくとも 2 週間は命令を出してはならず、且つ、

(b) 当該申請書、警察の報告書、また警察の報告書に応じたものか否かを問わず申請人から提出された他の書類の記載に基づき、審査を行わなくてはならない。

第 6 項：登録不適格の解消命令は、それが第 7 項または第 8 項によって取り消されるまで効力を有する。

第 7 項：登録不適格の解消命令は、本項の施行により、当該命令を適用される者が前条第 2 項に掲げる罪により有罪とされた場合には取り消される。

第 8 項：地方裁判所裁判官は、次の全てが充たされた場合、登録不適格の解消命令を取り消すことができる。

(a) 警察が補助裁判官に対して解消 [*命令] の取消命令を申し立てたこと

(b) かかる警察の申立の写しが、申請人に対しその登録申請書に記載された宛先に送付されたこと

(c) かかる申立の送付がなされてから少なくとも 2 週間の間、補助裁判官が登録証の所持者から応答を受けず、また所持者が書面による意見提出を行った場合には地方裁判所裁判官がかかる意見を審査したこと

(d) 地方裁判所裁判官が、警察からの申立その他関係人からの意見提出に基づき、所持者が前条により登録不適格となる人々であって申請人に影響を及ぼすのが合理的に予想されるような者と提携し、また関係していることを理由に解消 [*命令] が取り消されるべきと認めたこと

第 38 条【登録証の有効期限、更新、再交付】

第 1 項：登録証は、交付の日から 1 年後を有効期限とする。

第 2 項：登録証の所持者は、当該登録証の有効期限の 2 ヶ月前から、いつでも、当該登録証の更新を申請することができ、その場合にあっては、登録証交付申請を更新申請と読み替えることにより第 35 条が適用される。

第 3 項：更新申請がなされたにもかかわらず元の登録証の有効期限内に審査が完了しない場合、元の登録証は更新申請の審査が完了するまでは有効とされる。

第 4 項：補助裁判官は、次の各号が充たされた場合、登録証の所持者に対し登録証を再交付できる。

(a) 登録証の所持者が再交付を申請し、且つ、補助裁判官が元の登録証が亡失または毀損したと認めたこと

(b) 登録証の所持者が、別に定める要件に従い、別に定める方法により認証された 1 枚ま

たはそれ以上の自己の写真を提出したこと

(c) 登録証の所持者が（必要に応じて）別に定める手数料を支払ったこと

第 39 条【登録の取消（Cancellation of certificate）】

第 1 項：補助裁判官は、登録証の所持者が次のいずれかに該当する旨の通知を受けた場合、登録を取り消さなくてはならない。

(a) 第 36 条第 2 項に掲げる罪により有罪とされた結果、登録不適格となったこと

(b) 登録不適格の解消〔*命令〕が取り消されたこと

第 2 項：登録の取消は、登録証の所持者に対する通知が登録申請書に記載された宛先に送付された時から 5 日後に効力を生ずる。

第 3 項：登録の取消を受けたにもかかわらず当該取消から 1 ヶ月以内に地方裁判所に対して当該登録証を返納しなかった者は犯罪に該当し、即決判決により 2,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

第 40 条【管理者が登録証の提示を要求される時】

第 1 項：警察官は、自己が警察官であることの証票を提示して、管理者であると信ずる合理的な根拠を有する者に対して捜査のため登録証の提示を要求することができる。この場合、その者はかかる要求から 24 時間以内に、地方警察署において当該警察官または他の警察官に登録証を提示しなくてはならない。

第 2 項：登録証の所持者に対して前項の要求がなされたにもかかわらず合理的な理由なく同項に従って登録証の提示をなさなかった場合、所持者は犯罪に該当し、即決判決により 2,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

第 41 条【裁判所の記録】

第 1 項：登録証の申請人、登録不適格の解消〔*命令〕の申請人及び登録証の所持者の個人識別に係る裁判所の記録につき調査し、検査し、またその写しを作成できるのは、次に掲げる者のみとする。

(a) 関係する申請人または登録証の所持者

(b) 補助裁判官

(c) 警察（但し、犯罪捜査の目的の場合に限る。）

第 2 項：本条は、当該情報が登録証の申請人または所持者個人を特定しない形で提供される限り、補助裁判官が（裁判所庁（Department for Courts）³⁵⁾での使用その他の目的のため）登

35) 頻繁に省庁の再編・改廃が行われることもニュージーランドという国の特徴の一つであるが、司法行政に携わる中央省庁についても些か複雑な変遷がある。即ち、元々存在した司法庁（Department of Justice）

登録の申請人、登録不適格の解消[*命令]の申請人及び登録証の所持者に関する統計情報を作成し、提供する権限を制限するものではない。

第3項：本条に違反して本条に規定する裁判所の記録を情報源とし、または情報源と称する情報を取得または利用した者は犯罪に該当し、即決判決により2,000 NZ ドル以下の罰金に処する。

第4章 雑 則

——売春法制調査委員会による本法の運用及び関連事項の調査——

第42条【本法の運用及び関連事項の調査】

第1項：売春法制調査委員会は、

(a) この法律の施行後、可及的早急に、

(i) ニュージーランドにおけるセックスワーカーの就業者数その他、別に定めるセックスワーカーまたは売春に関する事項を評価し、

(ii) その成果を司法大臣 (Minister of Justice) に報告しなくてはならない。

(b) この法律の施行から3年経過後、5年が経過するまでに、次の事項を実施しなくてはならない。

(i) この法律の施行後の運用のあり方の調査

(ii) ニュージーランドにおいてセックスワーカーとして就業する者の数その他、別に定めるセックスワーカーまたは売春に関する事項にこの法律が及ぼした影響の評価

(iii) 人々がセックスワーカーとしての就業を回避し、廃業することを援助するために採りうる手段の性質及び妥当性の評価

(iv) 本法または他の法の改正が必要 (necessary) または望ましい (desirable) か、特に登録証制度が効果的かそれとも改善の余地があるか、他の政府機関がそれを管理する可能性

、 of Justice) は、1980年代半ばからの所謂 NPM に係る行政改革の一貫として分割され (1994年の司法庁再編)、PRA 制定時 (2003年6月) には政策提言担当の司法省 (Ministry of Justice) と裁判所行政担当の裁判所庁 (Department for Courts)、刑務所等担当の矯正庁 (Department of Corrections) という別個の中央省庁 (stand-alone government department) に分かれていたところ、2003年10月1日からは司法省と裁判所庁が合併され、新・司法省となっている。この点、例えば Department for Courts, *Closure Report Department for Courts*, (Sep 30, 2003) 参照。その他、中央省庁 (Public Service Departments) 一覧及び大臣一覧 (Ministerial List) については首相・内閣庁 (DPMC: Department of the Prime Minister and Cabinet) の HP (<http://www.dPMC.govt.nz>) を、新・司法省誕生前の状況については和田明子「ニュージーランドモデルの New Public Management No. 4 省庁組織の再編成」行政&ADP 2000年8月号16頁を参照。

尚、同国においては (上の例や現在も Ministry of Justice が同時に Department of Justice と呼ばれることからわかるように) 一般に Ministry と Department の区別は相対的なものであり、必ずしも「Ministry の内局または外局として Department が存在する。」といった関係ではない (和田・前掲 (注7) 143頁参照)。本稿では原則として Ministry を「省」、Department を「庁」と訳出している。

または必然性、売春事業の立地を特定するために何らかの制度が必要か否かについての検討

(v) セックスワーカーまたは売春に関してその他の法改正が必要または望ましいか否かの検討

(vi) 本号に規定する事項に関するより一層の調査または評価が必要または望ましいか否かの検討

(vii) 以上の成果の司法大臣への報告

(c) この法律に基づき制定された施行令により必要とされる他の調査、評価及び報告をなさねばならない。

第2項：司法大臣は、本条に規定する報告を受け取った場合、可及的早急にその写しを議会（House of Representatives）に提出しなくてはならない。

第43条【売春法制調査委員会】

第1項：売春法制調査委員会は、司法大臣の任命する11名の委員により構成される。

第2項：司法大臣は、次の者を委員に任命しなくてはならない。

- (a) 司法大臣の指名した者2名
- (b) 女性政策大臣（Minister of Women's Affairs）が青少年政策大臣（Minister of Youth Affairs）との協議を経て指名した者1名
- (c) 保健大臣の指名した者1名
- (d) 警察大臣（Minister of Police）の指名した者1名
- (e) 商務大臣（Minister of Commerce）が売春事業者を代表して指名した者2名
- (f) 地方自治体担当大臣（Minister of Local Government）の指名した者1名
- (g) NZPC（New Zealand Prostitutes Collective）³⁶⁾（もし NZPC がなくなった場合には司法大臣がセックスワーカーの利益を代表するとみなす団体）の指名した者3名

第3項：司法大臣は、委員の職務遂行能力の欠如、不正行為その他、指名権者が認める正当な事由のある場合、指名権者の勧告に基づき、当該委員を解任することができる。

36) 直訳すると「ニュージーランド売春婦団体」であるが、同国では一般に“NZPC”または“Prostitutes Collective”と呼ばれている（尚、prostitutes collective という名称自体はオーストラリアのものと共通する）。セックス産業で働く者に支援・教育を提供し、その地位の向上等を行うためにセックスワーカーのグループによって1987年に設立された女性団体（Women's Organization）であり、既に1980年代には当時の労働党政権がAIDS/HIV対策（HIV検査、衛生教育、コンドーム配布など）の一環としてNZPCに基金を提供。現在では保健省との間で性と生殖に関する衛生の促進（sexual and reproductive health promotion）や業界内での同業者教育プログラム（community-based peer education programmes）を提供することを契約しており、また、WHO（世界保健機関）に支持される等、国際的にも認知された団体である。売春法改革との関係では、（所謂「権利派」の立場から）非犯罪化政策を発案した改革推進団体の1つであり、警察等の政府機関とは別に業界の実態調査等も手がける他、新聞報道においてもNZPCのスポンサーによる会見が取り上げられることは多い。Occupational Safety and Health Service・前掲（注9）27頁（またAppendix 3）、Jordan・前掲（注31）26頁など参照。

第 4 項：委員は、解任に関して補償その他の金銭の支払を求める権利を有さない。

第 5 項：売春法制調査委員会は、前条第 1 項 (b) 号 (vii) に規定する司法大臣への報告を
なした日以降であって、司法大臣が指定し、官報に公示された日を以て解散する。

第 44 条【委員の任命、解任、任期及び辞任に関するその他の規定】

第 1 項：委員の任命は、当該委員及び指名権者に対して書面で通知することにより行わなくてはならない。

第 2 項：委員の任期は、5 年以内の範囲で前項の通知に記載された期間とする。

第 3 項：任期の満了した委員は、自分が再任され、または後任の者が任命されるまではその職にあるものとする。

第 4 項：但し、全ての委員は、売春法制調査委員会が解散する日を以て職を離れるものとする。

第 5 項：委員は再任できる。

第 6 項：委員は、司法大臣及び自己の指名権者に対して書面で通知することにより辞任できる。

第 7 項：売春法制調査委員会の権限は、委員に欠員があることによって影響を受けない。

第 45 条【委員の報酬】

第 1 項：委員は、1951 年報酬及び旅行手当法 (Fees and Travelling Allowances Act 1951)³⁷⁾ に従い、報酬 (fees)、給料 (salary)、手当 (allowances) 及び旅行手当・旅費 (travelling allowances and expenses) の形で給与 (remuneration) を受ける権利を有する (同法の適用にあたっては売春法制調査委員会を同法上の法定委員会 (statutory Board) とみなす)。

第 2 項：かかる給与は、司法省の管理する銀行口座から支払わなくてはならない。

第 3 項：本条は、いずれかの [*省] 庁 (department) の職員たる資格によって委員となっている者には適用されない。

第 46 条【売春法制調査委員会における手続】 売春法制調査委員会は、この法律に基づき制

37) 1951 年報酬及び旅行手当法は、(a) 法定委員会 (statutory Boards) への給与 (remuneration)、旅行手当 (travelling allowances)・旅費 (travelling expenses) の支払、(b) 地方自治体の職員への旅行手当・旅費の支払について規定した法律であるが、この内、(a) の法定委員会には同法別表第 1 に掲げる委員会 (Air Services Licensing Authority など) の他、各個別法において同法上の法定委員会として扱う旨明示されたものを含むとされている (同法 2 条)。法定委員会の委員は、①給料 (salary) や報酬 (fees) その他、いずれの形を採るにせよ、その委員の職務の対価として支払われるもの (同法 3 条) 及び②委員会への出席等のために普段の住所地を留守にしなくてはならない場合の手当 (同法 4 条 2 項：“subsistence allowance”) やその場合に公共の交通機関を利用した場合の交通費 (同法 3 項：“fares and other expenses”) などの旅行手当・旅費の支払 (同法 1 項) を受けることができることとされる。

定された施行令に規定される場合を除き、その手続を自ら規制することができる。

——施行令 (Regulations)³⁸⁾——

第 47 条【施行令】総督は、政令 (Order in Council)³⁹⁾をもって、次に掲げる目的のため施行令を制定することができる。

- (a) 第 27 条及び第 30 条に基づいて発行される令状の様式を定めること
- (b) 事業者登録証に関して第 3 章に規定する [*申請書の] 様式、登録証、手数料を定めること
- (c) 第 3 章で要求される写真及び写真コピーの認証方法を定めること
- (d) 登録申請に添付すべき写真の大きさまたは大きさの範囲、[*写真] コピーの枚数を定めること
- (e) 他のいずれかの地方裁判所の補助裁判官に加える形でか、それに代える形でかは問わず、特定の地方裁判所の補助裁判官が第 3 章の補助裁判官またはその内の一人となる旨を定めること
- (f) 売春法制調査委員会につき、その権限、この法律の運用またはその他セックスワーカーもしくは売春に関する事項（もしあるならば）を調査・評価・報告するための補足的機能、開催期間の制限等の事項を定め、委員長及び委員、会計規程、手続及び運営に関する事項を定めること
- (g) その他、この法律が意図する事項及びこの法律の施行または完全な発効に必要な事項を規定すること

——廃止、改正及び経過規定——

第 48 条【裁可の翌日を以て発効する廃止】

第 1 項：次の規定を廃止する。

- (a) 1961 年犯罪法第 147 条ないし第 149 A 条
- (b) 1981 年略式起訴犯罪法第 26 条

第 2 項：1978 年マッサージパーラー法 (Massage Parlours Act 1978) 第 30 条第 1 項 (e) 号、第 31 条第 1 項 (d) 号及び第 32 条を廃止する。

38) ここでの Regulations を「施行令」と訳出することについては前掲 (注 10) 参照。

39) Order in Council については、「評議会命令」との訳 (近藤・前掲 (注 3) 81 頁など) もあれば「政令」(比較地方自治研究会編・前掲 (注 3) 303 頁)、あるいは「総督令」(大場・前掲 (注 20) 55 頁) といった訳もある。日本法上の「政令」は「内閣が制定する命令 (公布は天皇)」である以上、これを前提とする限り「行政評議会の助言によって総督が制定した命令」である Order in Council は「政令」とはいえないが、実質的な権限や行政評議会の構成員に照らすとほぼ「政令」と訳出して差し障りはないと思われるので、本稿では「政令」との訳を採用した。行政評議会については後掲 (注 40) 参照。

第 49 条【第 3 章の発効を以て発効する廃止及び破棄】

第 1 項：1978 年マッサージパーラー法を廃止する。

第 2 項：1979 年マッサージパーラー法施行令を破棄する。

第 50 条【付随する改正】

第 1 項：別表第一（Part 1 of the Schedule）に掲げる法律は、付随的に〔*PRA 施行に伴う犯罪の新設・廃止に伴い〕同表に定める通り改正する。

第 2 項：別表第二（Part 2）に掲げる施行令は、付随的に〔*マッサージパーラー法施行令の破棄に合わせ〕同表に定める通り改正する。

第 51 条【過去の犯罪に係る経過規定】

第 1 項：何人も、この法律の施行前に第 48 条により廃止される規定に反する罪（但し、1961 年刑法第 149 A 条違反を除く。）を犯していたとしても、この法律の施行以後はそれにより有罪とされることはない。

第 2 項：1961 年犯罪法第 149 A 条の廃止にかかわらず、この法律の施行前に犯された同条違反の罪については、なお有罪とされ刑罰を科される。また、同条は、次の事項との関係では廃止されなかったのと同様、効力を有し続ける。

- (a) 当該犯罪の捜査
- (b) 当該犯罪に関する手続の開始または完遂
- (c) 当該犯罪に対する刑罰の賦課

別表（SCHEDULES）

（以下略）

2003 年売春改革法（令状の様式）施行令

2003 年売春改革法第 47 条（a）号により，総督は，行政評議会（Executive Council）⁴⁰⁾の助言と承認に基づいて以下の施行令を制定する。

目次（略）

第 1 条【名称】この施行令は，2003 年売春改革法（令状の様式）施行令（Prostitution Reform (Form of Warrants) Regulations 2003）と称する。

別表第 1

2003 年売春改革法第 27 条に基づき発布される，検査官に住居への立ち入りを認める令状

（出典：<http://www.legislation.co.nz/>）

To [fill name], an inspector under section 25 of the Prostitution Reform Act 2003

I am satisfied, on an application made on oath, that there are reasonable grounds for believing that—

- *(a) a business of prostitution is being carried on in the home situated at [address of home]; or
- *(b) the home situated at [address of home], or part of that home, is the only practicable means through which to enter premises where a business of prostitution is being carried on.

*Delete whichever is inapplicable.

- 1 This warrant authorises you to enter the home at the address specified above for the purposes of determining whether or not a person is complying with section 8 or section 9 of the Prostitution Reform Act 2003.
- 2 During an inspection, you may—
 - (a) conduct reasonable inspections; and
 - (b) take photographs and measurements and make sketches and recordings, and
 - (c) require any of the following persons to provide information or assistance reasonably required by you:
 - (i) a person who operates the business of prostitution, or an employee or agent of that person;
 - (ii) a sex worker or client of the business of prostitution; and
 - (d) take copies of the information referred to in paragraph (c).
- 3 This warrant also authorises you to seize and retain anything that you have reasonable grounds to believe is evidence of the commission of an offence against section 8 or section 9 of the Prostitution Reform Act 2003.
- 4 You may take any person acting under your direct supervision into the premises to assist you with the inspection.

Issued at [place].

別表第 2

2003 年売春改革法第 30 条に基づき発布される，警察官に立ち入りを認める令状

（出典：<http://www.legislation.co.nz/>）

To Every member of the police

I am satisfied, on an application made on oath, that, in relation to [address of place],—

- (a) there is good cause to suspect that an offence is being, has been, or is likely to be committed at that place under—
 - *(i) section 23 of the Prostitution Reform Act 2003 (which concerns using persons under 18 years in prostitution); or
 - *(ii) section 34 of the Prostitution Reform Act 2003 (which concerns being an operator while not holding a certificate); and
- (b) there are reasonable grounds to believe that it is necessary for a member of the police to enter the place for the purpose of preventing the commission or repetition of that offence or investigating that offence.

*Delete if inapplicable.

- 1 This warrant authorises you, on any one occasion during the 14 days following the issue of this warrant, to—
 - (a) enter and search the premises specified above, at any time of the day or night, and
 - (b) use the assistance that is reasonable in the circumstances to enter and search the place, and
 - (c) use the force that is reasonable in the circumstances to gain entry and to break open anything in, on, over, or under the place, and
 - (d) search and seize any property or thing that you have reasonable grounds to believe is evidence of the commission of any offence to which this warrant relates.
- 2 This warrant is subject to the following special conditions:
 - [set out any special conditions, or state "None specified"].

Issued at [place].

.....
(District Court Judge, Justice,
Community Magistrate, or
Registrar of a District Court
who is not a member of the
police)

.....
Date

40) 正式には国の行政部門の最も上位に位置する機関であり，内閣の閣内・閣外を問わず，政府の大臣（Ministers of the Crown）全員によって構成される会議体。その主たる機能は，総督に政令を制定するよう助言し，また総督に重要な政治・憲法上の問題について説明する場を提供することにある。実際の会議は総督の主宰により，原則として毎月曜に開催される。行政評議会の役割については，例えば DPMC の HP・前掲（注 35），総督 HP・前掲（注 3），また近藤・前掲（注 3）75 頁（但し，近藤訳では「執行評議会」），山上・前掲（注 3）84 頁（但し，山上訳では「行政会議」）など参照。

第 2 条【施行期日】この施行令は、2003 年 10 月 10 日を以て効力を生じる。

第 3 条【令状の様式】

第 1 項：2003 年売春改革法第 27 条に基づき発布される搜索令状（search warrant）は、別表第 1 に定める様式によらなくてはならない。

第 2 項：2003 年売春改革法第 30 条に基づき発布される搜索令状は、別表第 2 に定める様式によらなくてはならない。

解題（Explanatory note）

（以下略）

2003 年売春改革法（管理者登録証）施行令

2003 年売春改革法第 47 条により、総督は、行政評議会の助言と承認に基づいて以下の施行令を制定する。

目次（略）

第 1 条【名称】この施行令は、2003 年売春改革法（管理者登録証）施行令（Prostitution（Operator Certificate）Regulations 2003）と称する。

第 2 条【施行期日】この施行令は、2003 年 12 月 28 日を以て効力を生じる。

第 3 条【定義】

第 1 項：文脈上他の意味として読むべき場合を除き、この施行令においては、次の各語句の意義は以下の通りとする。

法（Act）とは、2003 年売春改革法をいう。

補助裁判官とは、オークランド地方裁判所補助裁判官またはその他の地方裁判所所属の補助裁判官であって、法に基づき制定された行政規則により法第 35 条の申請を受理できるとされる補助裁判官またはその一人をいう。

第 2 項：法において定義される語句及び表現がこの施行令で使用される場合、法における意義と同じとする。

第 3 項：この施行令において、番号つきの様式は、別表第 1 における当該番号の付された様式のことをいう。

第 4 条【管理者登録証交付申請】

法第 35 条に基づき補助裁判官に対してなされる登録証交付申請は、様式 1 によらなくてはならない。

第 5 条【申請人の写真】

第 1 項：様式 1 による申請には、申請人の最近の写真を添付しなくてはならない。

第 2 項：当該写真は、横 40 mm、縦 50 mm とする。

第 3 項：当該写真は、第 7 条に従って認証されたものでなくてはならない。

第 6 条【公式の身分証明書の写真コピー】

第 1 項：様式 1 による申請には、旅券、運転免許証その他、申請人の写真を含んだ公式の身分証明書の写真コピーを添付しなくてはならない。

第 2 項：当該写真コピーは、第 7 条に従って認証されたものでなくてはならない。

第 7 条【写真及び公式の身分証明書の認証】

第 1 項：第 5 条に定める写真及び前条に定める写真コピーは、各々、次のいずれかの者による認証を受けなくてはならない。

(a) ニュージーランド高等法院 (High Court of New Zealand) の法廷弁護士 (barrister) または事務弁護士 (solicitor)⁴¹⁾

(b) 地方裁判所の補助裁判官または補助裁判官補 (Deputy Registrar)

(c) 治安判事 (Justice of the Peace)

(d) カウマートゥア (kaumatua)⁴²⁾

(e) 牧師

(f) 警察官

(g) 登録した医師

第 2 項：前項に掲げる者は、以下に該当してはならない。

(a) 申請人の親族または一族の構成員

(b) 申請人の配偶者

(c) 申請人と同一の住所に居住する者

(d) 申請人の雇用主

第 3 項：第 5 条に定める写真につき、当該写真を認証する者は次の全てを行わなくてはならない。

(a) 申請書に「当該写真は申請人 (申請人フルネームの記載) の真正の肖像と証する」旨記載すること

(b) 認証する写真の裏に「認証した (申請人フルネームの記載) の真正の肖像」と記載すること

(c) 申請書に署名及び (a) 号に従って認証した日付を記載すること

(d) 写真の裏に署名及び (b) 号に従って認証した日付を記載すること

第 4 項：前条に定める写真コピーにつき、当該写真コピーを認証する者は次の全てを行わな

41) 英国法の影響からニュージーランドでも barrister と solicitor の区別は存在するが、弁護士資格を有する限り両方共に登録することができるとされる。従って、条文に両者を掲げておくことの実質的意味は、片方の登録しかしていない弁護士であっても (ここでは写真・身分証明書の認証の) 資格がある旨明示しておける点にあると思われる。ニュージーランドにおける legal profession については近藤・前掲 (注 3) 81 頁、道谷卓「ニュージーランドの刑事手続について」大阪経済法科大学法学研究所紀要 25 号 75 頁等参照。

42) マオリの拡大家族 (whanau) の家長のこと

くてはならない。

(a) 申請書及び当該写真コピーの両方に「当該写真コピーは（私が見た）原本の真正のコピーと証する」旨記載すること

(b) 当該写真コピー及び申請書の両方に署名及び (a) 号に従って認証した日付を記載すること

第5項：写真または写真コピーを認証する者は、インクを用いて、自身の手書きにより、申請書上の認証に関する部分に記入しなくてはならない。

第8条【管理者登録証】法第35条に基づき交付される登録証は、様式2によらなくてはならない。

第9条【手数料】

第1項：別表第2に規定する手数料は、同表の区分に従って支払うべきものとする。

第2項：法第35条または法第38条第4項の申請に係る手数料は、申請書提出時に支払うべきものとする。

第10条【GST 内税】前条に規定する手数料には、1985年物品サービス税法（Goods and Services Tax Act 1985）上の物品サービス税（GST）が含まれる。

別表第 1

(様式 1) 管理者登録証交付申請書

(出典: <http://www.legislation.co.nz/>)

Section 35, Prostitution Reform Act 2003

To the Registrar

I, the applicant whose details are given below, apply for a certificate under section 35 of the Prostitution Reform Act 2003.

The certificate that I am applying for is the certificate that must be held by every operator of a business of prostitution (other than a company).

1 Details of applicant

My surname or family name is:

My first name is:

My middle name(s) is:

My date of birth is:/...../..... My gender is male / female
(circle one):

2 Any other names by which the applicant is, or ever has been, known

My alternative family name is:

My alternative first given name is:

My alternative middle name(s) is:

3 Is this the applicant's first application for a certificate?

(circle one) yes / no

If no, state your current or previous certificate number:

If you hold an order waiving a disqualification, state the number of the order made under section 37 of the Prostitution Reform Act 2003 and provide a copy of that order with this application:

4 Address of applicant to which certificate and any related correspondence is to be sent

Number and street:

Suburb: City: Postcode:

5 Telephone number and email address of applicant

My daytime telephone number is:

My email address is:

Note: Compliance with this paragraph is optional.

6 Photograph of applicant

I, the applicant, enclose a recent photograph of myself.

(様式 2) 管理者登録証

(出典: <http://www.legislation.co.nz/>)

Front

Operator certificate

[insert photograph of operator]	Expires [dd/mm/yyyy]
	Issued by the Registrar of the District Court at Auckland
	[insert first name of operator]
	[insert second name of operator]
	[insert family name of operator]
Certificate No [insert number]	Date of birth [dd/mm/yyyy]

Back

This certificate is issued under section 35 of the Prostitution Reform Act 2003. Such a certificate must be held by every operator of a business of prostitution (other than a company).

This certificate must be produced for inspection when requested by a member of the New Zealand Police.

This certificate, if cancelled, must be returned to a District Court within 1 month of its cancellation.

Application for renewal may be made within 2 months before the expiry of the certificate.

別表第 2

手数料

1 法第 35 条に基づく登録証交付申請

205 NZ ドル

2 法第 38 条第 4 項に基づく登録証再交付申請

25 NZ ドル

Diane Morcom,

行政評議会事務局 (Clerk of the Executive Council)⁴³⁾

解題

(以下略)

43) 総督及び首相に直接の職責を負う行政評議会の事務局であって、内閣秘書室 (Secretary of the Cabinet) も兼ねている。行政評議会に臨席して記録を行う他、総督の役割について助言や助力を行い、政令等に副署するなどの職務も担っている。DPMC の HP・前掲 (注 35)、総督 HP・前掲 (注 3) など参照。